

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	該当条項		
1	株式会社麦島建設 代表取締役 麦島 悦司 名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番10号	長野県木曾郡南木曾町発注の建設工事の指名競争入札において、公契約関係競売等妨害の容疑で、令和5年11月9日、当該業者の長野営業所長等が木曾福島区検察庁に略式起訴されたため。	(談合) 9 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が刑法(談合又は公契約関係競売等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	愛知県外であるため3号に該当	3か月 令和6年2月27日～ 令和6年5月26日	建設工事: 建築一式